

## 役員研究員手当規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人ファインバブル産業会(以下「産業会」という)の役員が国の委託事業に研究員として参画する必要があると認められる場合の研究員手当について規定する。

### (研究員への指名)

第2条 産業会会長は、産業会役員が、国の委託事業に研究員として参画する必要があると認められる場合であって、産業会役員としての職務に影響を与えない場合には、委託事業の内容を勘案して適任者を研究員として指名することができる。

### (研究員の職務)

第3条 第2条により産業会会長から指名された研究員の職務は以下のとおりとする。

#### 1) 技監

- ・高度な知識経験と技術的にも主導できる知見を有し、技術的取りまとめを行ったことのある経験者
- ・高度な知識経験と委員会等で他の委員と同等の技術的知見を有し、取りまとめが期待できる者

#### 2) 主席研究員

- ・博士又はこれに準ずる専門的知見を有し、審議会、プロジェクト等の取りまとめに関する経験を有する者
- ・大学卒又はこれと同等の専門的知見を有し、委員会、プロジェクト等の取りまとめを期待できる者
- ・専門的知見を有し、委員会、プロジェクト等の取りまとめを期待できる者

### (研究員の人件費単価)

第4条 第2条の規定により産業会会長から指名された研究員の単価は、第3条の職に応じた別表の中から会長が指定する。

別 表

職種		単価／時間
技監	2級	7,960
	1級	7,180
主席研究員	3級	4,560
	2級	4,320
	1級	4,090

附則

本規程は、平成26年4月1日から適用する。